

(五)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲							乙	丙	
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人			7 人
以 上	未 満	税 額							税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,955	1,765	1,575	1,385	1,195	1,005	820	725	6,270	881
22,100	22,200	1,975	1,785	1,590	1,400	1,210	1,020	830	735	6,300	888
22,200	22,300	1,990	1,800	1,610	1,420	1,230	1,040	850	740	6,330	895
22,300	22,400	2,005	1,815	1,625	1,435	1,245	1,055	865	750	6,360	903
22,400	22,500	2,020	1,830	1,640	1,450	1,260	1,070	880	760	6,380	910
22,500	22,600	2,035	1,845	1,655	1,465	1,275	1,085	895	765	6,410	917
22,600	22,700	2,055	1,865	1,675	1,485	1,295	1,105	915	775	6,440	924
22,700	22,800	2,070	1,880	1,690	1,500	1,310	1,120	930	780	6,470	931
22,800	22,900	2,085	1,895	1,705	1,515	1,325	1,135	945	790	6,500	939
22,900	23,000	2,100	1,910	1,720	1,530	1,340	1,150	960	800	6,530	946
23,000	23,100	2,120	1,930	1,740	1,550	1,360	1,170	980	805	6,560	953
23,100	23,200	2,135	1,945	1,755	1,565	1,375	1,185	995	815	6,580	960
23,200	23,300	2,150	1,960	1,770	1,580	1,390	1,200	1,010	820	6,610	967
23,300	23,400	2,165	1,975	1,785	1,595	1,405	1,215	1,025	835	6,640	975
23,400	23,500	2,185	1,995	1,805	1,615	1,425	1,235	1,045	855	6,670	982
23,500	23,600	2,200	2,010	1,820	1,630	1,440	1,250	1,060	870	6,700	989
23,600	23,700	2,215	2,025	1,835	1,645	1,455	1,265	1,075	885	6,750	996
23,700	23,800	2,230	2,040	1,850	1,660	1,470	1,280	1,090	900	6,790	1,003
23,800	23,900	2,250	2,060	1,870	1,680	1,490	1,300	1,110	915	6,840	1,011
23,900	24,000	2,265	2,075	1,885	1,695	1,505	1,315	1,125	935	6,880	1,018
24,000	24,100	2,280	2,090	1,900	1,710	1,520	1,330	1,140	950	6,930	1,025
24,100	24,200	2,295	2,105	1,915	1,725	1,535	1,345	1,155	965	6,970	1,032
24,200	24,300	2,315	2,125	1,935	1,745	1,550	1,360	1,170	980	7,020	1,039
24,300	24,400	2,330	2,140	1,950	1,760	1,570	1,380	1,190	1,000	7,060	1,047
24,400	24,500	2,345	2,155	1,965	1,775	1,585	1,395	1,205	1,015	7,110	1,054
24,500	24,600	2,360	2,170	1,980	1,790	1,600	1,410	1,220	1,030	7,150	1,061
24,600	24,700	2,380	2,190	1,995	1,805	1,615	1,425	1,235	1,045	7,200	1,068
24,700	24,800	2,395	2,205	2,015	1,825	1,635	1,445	1,255	1,065	7,240	1,075
24,800	24,900	2,410	2,220	2,030	1,840	1,650	1,460	1,270	1,080	7,290	1,083
24,900	25,000	2,425	2,235	2,045	1,855	1,665	1,475	1,285	1,095	7,330	1,090
25,000	25,100	2,440	2,250	2,060	1,870	1,680	1,490	1,300	1,110	7,380	1,097
25,100	25,200	2,460	2,270	2,080	1,890	1,700	1,510	1,320	1,130	7,420	1,105
25,200	25,300	2,475	2,285	2,095	1,905	1,715	1,525	1,335	1,145	7,470	1,113
25,300	25,400	2,490	2,300	2,110	1,920	1,730	1,540	1,350	1,160	7,510	1,121
25,400	25,500	2,505	2,315	2,125	1,935	1,745	1,555	1,365	1,175	7,560	1,134
25,500	25,600	2,525	2,335	2,145	1,955	1,765	1,575	1,385	1,195	7,600	1,150
25,600	25,700	2,540	2,350	2,160	1,970	1,780	1,590	1,400	1,210	7,650	1,167
25,700	25,800	2,555	2,365	2,175	1,985	1,795	1,605	1,415	1,225	7,690	1,183
25,800	25,900	2,570	2,380	2,190	2,000	1,810	1,620	1,430	1,240	7,740	1,199
25,900	26,000	2,590	2,400	2,210	2,020	1,830	1,640	1,450	1,260	7,780	1,215
26,000	26,100	2,605	2,415	2,225	2,035	1,845	1,655	1,465	1,275	7,830	1,231
26,100	26,200	2,620	2,430	2,240	2,050	1,860	1,670	1,480	1,290	7,870	1,248
26,200	26,300	2,635	2,445	2,255	2,065	1,875	1,685	1,495	1,305	7,920	1,264
26,300	26,400	2,655	2,465	2,275	2,085	1,895	1,705	1,515	1,320	7,960	1,280
26,400	26,500	2,670	2,480	2,290	2,100	1,910	1,720	1,530	1,340	8,010	1,296
26,500	26,600	2,685	2,495	2,305	2,115	1,925	1,735	1,545	1,355	8,050	1,312
26,600	26,700	2,700	2,510	2,320	2,130	1,940	1,750	1,560	1,370	8,100	1,329
26,700	26,800	2,720	2,530	2,340	2,150	1,955	1,765	1,575	1,385	8,140	1,345
26,800	26,900	2,735	2,545	2,355	2,165	1,975	1,785	1,595	1,405	8,190	1,361
26,900	27,000	2,750	2,560	2,370	2,180	1,990	1,800	1,610	1,420	8,230	1,377

(六)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,765	2,575	2,385	2,195	2,005	1,815	1,625	1,435	8,280	1,393
27,100	27,200	2,785	2,595	2,400	2,210	2,020	1,830	1,640	1,450	8,320	1,410
27,200	27,300	2,800	2,610	2,420	2,230	2,040	1,850	1,660	1,470	8,370	1,426
27,300	27,400	2,815	2,625	2,435	2,245	2,055	1,865	1,675	1,485	8,420	1,442
27,400	27,500	2,830	2,640	2,450	2,260	2,070	1,880	1,690	1,500	8,460	1,458
27,500	27,600	2,845	2,655	2,465	2,275	2,085	1,895	1,705	1,515	8,510	1,474
27,600	27,700	2,865	2,675	2,485	2,295	2,105	1,915	1,725	1,535	8,550	1,491
27,700	27,800	2,880	2,690	2,500	2,310	2,120	1,930	1,740	1,550	8,600	1,507
27,800	27,900	2,895	2,705	2,515	2,325	2,135	1,945	1,755	1,565	8,640	1,523
27,900	28,000	2,915	2,725	2,535	2,345	2,155	1,965	1,775	1,585	8,690	1,539
28,000	28,100	2,930	2,740	2,550	2,360	2,170	1,980	1,790	1,600	8,730	1,555
28,100	28,200	2,950	2,760	2,570	2,380	2,190	1,995	1,805	1,615	8,780	1,572
28,200	28,300	2,965	2,775	2,585	2,395	2,205	2,015	1,825	1,635	8,820	1,588
28,300	28,400	2,980	2,790	2,600	2,410	2,220	2,030	1,840	1,650	8,870	1,604
28,400	28,500	3,000	2,810	2,620	2,430	2,240	2,050	1,860	1,670	8,910	1,620
28,500	28,600	3,015	2,825	2,635	2,445	2,255	2,065	1,875	1,685	8,960	1,636
28,600	28,700	3,035	2,845	2,655	2,465	2,275	2,085	1,895	1,705	9,000	1,653
28,700	28,800	3,050	2,860	2,670	2,480	2,290	2,100	1,910	1,720	9,050	1,669
28,800	28,900	3,070	2,875	2,685	2,495	2,305	2,115	1,925	1,735	9,090	1,685
28,900	29,000	3,085	2,895	2,705	2,515	2,325	2,135	1,945	1,755	9,140	1,701
29,000	29,100	3,100	2,910	2,720	2,530	2,340	2,150	1,960	1,770	9,180	1,717
29,100	29,200	3,120	2,930	2,740	2,550	2,360	2,170	1,980	1,790	9,230	1,734
29,200	29,300	3,135	2,945	2,755	2,565	2,375	2,185	1,995	1,805	9,270	1,750
29,300	29,400	3,155	2,965	2,775	2,585	2,395	2,205	2,015	1,820	9,320	1,766
29,400	29,500	3,175	2,980	2,790	2,600	2,410	2,220	2,030	1,840	9,360	1,782
29,500	29,600	3,195	2,995	2,805	2,615	2,425	2,235	2,045	1,855	9,410	1,798
29,600	29,700	3,215	3,015	2,825	2,635	2,445	2,255	2,065	1,875	9,450	1,815
29,700	29,800	3,230	3,030	2,840	2,650	2,460	2,270	2,080	1,890	9,500	1,831
29,800	29,900	3,250	3,050	2,860	2,670	2,480	2,290	2,100	1,910	9,540	1,847
29,900	30,000	3,270	3,065	2,875	2,685	2,495	2,305	2,115	1,925	9,590	1,863
30,000	30,100	3,290	3,085	2,895	2,705	2,510	2,320	2,130	1,940	9,630	1,879
30,100	30,200	3,310	3,100	2,910	2,720	2,530	2,340	2,150	1,960	9,680	1,896
30,200	30,300	3,325	3,115	2,925	2,735	2,545	2,355	2,165	1,975	9,720	1,912
30,300	30,400	3,345	3,135	2,945	2,755	2,565	2,375	2,185	1,995	9,770	1,928
30,400	30,500	3,365	3,155	2,960	2,770	2,580	2,390	2,200	2,010	9,810	1,944
30,500	30,600	3,385	3,175	2,980	2,790	2,600	2,410	2,220	2,030	9,860	1,960
30,600	30,700	3,405	3,190	2,995	2,805	2,615	2,425	2,235	2,045	9,900	1,977
30,700	30,800	3,420	3,210	3,010	2,820	2,630	2,440	2,250	2,060	9,950	1,993
30,800	30,900	3,440	3,230	3,030	2,840	2,650	2,460	2,270	2,080	9,990	2,009
30,900	31,000	3,460	3,250	3,045	2,855	2,665	2,475	2,285	2,095	10,040	2,025
31,000	31,100	3,480	3,270	3,065	2,875	2,685	2,495	2,305	2,115	10,090	2,041
31,100	31,200	3,500	3,285	3,080	2,890	2,700	2,510	2,320	2,130	10,130	2,058
31,200	31,300	3,515	3,305	3,100	2,910	2,720	2,530	2,335	2,145	10,170	2,074
31,300	31,400	3,535	3,325	3,115	2,925	2,735	2,545	2,355	2,165	10,220	2,090
31,400	31,500	3,555	3,345	3,135	2,940	2,750	2,560	2,370	2,180	10,270	2,106
31,500	31,600	3,575	3,365	3,150	2,960	2,770	2,580	2,390	2,200	10,310	2,122
31,600	31,700	3,595	3,380	3,170	2,975	2,785	2,595	2,405	2,215	10,360	2,139
31,700	31,800	3,610	3,400	3,190	2,995	2,805	2,615	2,425	2,235	10,400	2,155
31,800	31,900	3,630	3,420	3,210	3,010	2,820	2,630	2,440	2,250	10,450	2,171
31,900	32,000	3,650	3,440	3,230	3,025	2,835	2,645	2,455	2,265	10,490	2,187

(七)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数							税 額	税 額		
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人				
以 上	未 満	税 額									税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,670	3,460	3,245	3,045	2,855	2,665	2,475	2,285	10,540	2,203	
32,100	32,200	3,690	3,475	3,265	3,060	2,870	2,680	2,490	2,300	10,580	2,220	
32,200	32,300	3,705	3,495	3,285	3,080	2,890	2,700	2,510	2,320	10,630	2,236	
32,300	32,400	3,725	3,515	3,305	3,095	2,905	2,715	2,525	2,335	10,670	2,252	
32,400	32,500	3,750	3,535	3,325	3,115	2,925	2,735	2,545	2,355	10,720	2,268	
32,500	32,600	3,780	3,555	3,340	3,130	2,940	2,750	2,560	2,370	10,760	2,284	
32,600	32,700	3,805	3,570	3,360	3,150	2,955	2,765	2,575	2,385	10,810	2,301	
32,700	32,800	3,835	3,590	3,380	3,170	2,975	2,785	2,595	2,405	10,850	2,317	
32,800	32,900	3,865	3,610	3,400	3,190	2,990	2,800	2,610	2,420	10,900	2,333	
32,900	33,000	3,890	3,630	3,420	3,205	3,010	2,820	2,630	2,440	10,940	2,349	
33,000	33,100	3,920	3,650	3,435	3,225	3,025	2,835	2,645	2,455	10,990	2,365	
33,100	33,200	3,950	3,665	3,455	3,245	3,045	2,850	2,660	2,470	11,030	2,382	
33,200	33,300	3,980	3,685	3,475	3,265	3,060	2,870	2,680	2,490	11,080	2,398	
33,300	33,400	4,005	3,705	3,495	3,285	3,075	2,885	2,695	2,505	11,120	2,414	
33,400	33,500	4,035	3,725	3,515	3,300	3,095	2,905	2,715	2,525	11,170	2,430	
33,500	33,600	4,065	3,745	3,530	3,320	3,110	2,920	2,730	2,540	11,210	2,446	
33,600	33,700	4,090	3,775	3,550	3,340	3,130	2,940	2,750	2,560	11,260	2,463	
33,700	33,800	4,120	3,805	3,570	3,360	3,145	2,955	2,765	2,575	11,300	2,479	
33,800	33,900	4,150	3,830	3,590	3,380	3,165	2,970	2,780	2,590	11,350	2,495	
33,900	34,000	4,175	3,860	3,610	3,395	3,185	2,990	2,800	2,610	11,390	2,511	
34,000	34,100	4,205	3,890	3,625	3,415	3,205	3,005	2,815	2,625	11,440	2,527	
34,100	34,200	4,235	3,920	3,645	3,435	3,225	3,025	2,835	2,645	11,480	2,544	
34,200	34,300	4,265	3,945	3,665	3,455	3,240	3,040	2,850	2,660	11,530	2,560	
34,300	34,400	4,290	3,975	3,685	3,475	3,260	3,060	2,870	2,675	11,570	2,576	
34,400	34,500	4,320	4,005	3,705	3,490	3,280	3,075	2,885	2,695	11,620	2,592	
34,500	34,600	4,350	4,030	3,720	3,510	3,300	3,090	2,900	2,710	11,660	2,608	
34,600	34,700	4,375	4,060	3,745	3,530	3,320	3,110	2,920	2,730	11,710	2,625	
34,700	34,800	4,405	4,090	3,770	3,550	3,335	3,125	2,935	2,745	11,750	2,641	
34,800	34,900	4,435	4,115	3,800	3,570	3,355	3,145	2,955	2,765	11,800	2,657	
34,900	35,000	4,460	4,145	3,830	3,585	3,375	3,165	2,970	2,780	11,840	2,673	
35,000	35,100	4,490	4,175	3,855	3,605	3,395	3,185	2,985	2,795	11,890	2,689	
35,100	35,200	4,520	4,205	3,885	3,625	3,415	3,200	3,005	2,815	11,930	2,706	
35,200	35,300	4,550	4,230	3,915	3,645	3,430	3,220	3,020	2,830	11,980	2,722	
35,300	35,400	4,575	4,260	3,945	3,665	3,450	3,240	3,040	2,850	12,030	2,738	
35,400	35,500	4,605	4,290	3,970	3,680	3,470	3,260	3,055	2,865	12,070	2,754	
35,500	35,600	4,635	4,315	4,000	3,700	3,490	3,280	3,075	2,885	12,120	2,770	
35,600	35,700	4,660	4,345	4,030	3,720	3,510	3,295	3,090	2,900	12,160	2,787	
35,700	35,800	4,690	4,375	4,055	3,740	3,525	3,315	3,105	2,915	12,210	2,803	
35,800	35,900	4,720	4,400	4,085	3,770	3,545	3,335	3,125	2,935	12,250	2,819	
35,900	36,000	4,745	4,430	4,115	3,795	3,565	3,355	3,145	2,950	12,300	2,835	
36,000	36,100	4,775	4,460	4,140	3,825	3,585	3,375	3,160	2,970	12,340	2,851	
36,100	36,200	4,805	4,490	4,170	3,855	3,605	3,390	3,180	2,985	12,390	2,868	
36,200	36,300	4,835	4,515	4,200	3,885	3,620	3,410	3,200	3,000	12,430	2,884	
36,300	36,400	4,860	4,545	4,230	3,910	3,640	3,430	3,220	3,020	12,480	2,900	
36,400	36,500	4,890	4,575	4,255	3,940	3,660	3,450	3,240	3,035	12,520	2,916	
36,500	36,600	4,920	4,600	4,285	3,970	3,680	3,470	3,255	3,055	12,570	2,932	
36,600	36,700	4,945	4,630	4,315	3,995	3,700	3,485	3,275	3,070	12,610	2,949	
36,700	36,800	4,975	4,660	4,340	4,025	3,715	3,505	3,295	3,090	12,660	2,965	
36,800	36,900	5,005	4,685	4,370	4,055	3,735	3,525	3,315	3,105	12,700	2,981	
36,900	37,000	5,030	4,715	4,400	4,080	3,765	3,545	3,335	3,120	12,750	2,997	

(八)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲								乙	丙
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上未滿	税額								税額	税額
37,000円	円 5,045	円 4,730	円 4,415	円 4,095	円 3,780	円 3,555	円 3,345	円 3,130	円 12,790	円 3,013
37,000円を超え 58,500円に満たない金額	37,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち37,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額								12,790円に、その日の社会保険料等控除後の給与等のうち37,000円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額	3,013円に、その日の社会保険料等控除後の給与等のうち37,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額
58,500円	円 11,175	円 10,860	円 10,545	円 10,225	円 9,910	円 9,685	円 9,475	円 9,260	円 7,743	円 7,743
58,500円を超える金額	58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額								7,743円に、その日の社会保険料等控除後の給与等のうち58,500円を超える金額の28%に相当する金額を加算した金額	—
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに95円を控除した金額	扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに95円を控除した金額								従たる給与について控除がされている場合に、当該扶養親族等に該当する1人ごとに95円を、上よりの各欄に求めた税額から控除した金額	—

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「障害者」、「寡婦」、「寡夫」又は「勤労学生」とは、それぞれ所得税法第二条第一項第二十八号、第三十号、第三十一号又は第三十二号に規定する障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生をいう。
- (二) 「扶養親族等」とは、所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者及び同項第三十四号に規定する扶養親族をいう。
- (三) 「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。
- (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。
- (五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、所得税法第九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、
 - (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族

等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに95円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㊦ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2) その給与等が所得税法第八十五条第一項第三号に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

乙									
等 の 数									
4 人		5 人		6 人		7 人以上			
除後の給与等の金額									
前月の社会保険料等控除後の給与等の金額									
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
192	千円未満	225	千円未満	256	千円未満	286	千円未満		
192	214	225	247	256	281	286	314		
214	237	247	274	281	311	314	348		
237	426	274	449	311	472	348	495		
426	457	449	481	472	506	495	530		
457	492	481	519	506	545	530	574	278	千円未満
492	533	519	563	545	594	574	622		
533	586	563	616	594	647	622	677		
586	789	616	812	647	835	677	859		
789	831	812	856	835	881	859	907		
831	880	856	907	881	933	907	960	278	510
880	935	907	963	933	992	960	1,021		
935	997	963	1,028	992	1,059	1,021	1,089		
997	1,081	1,028	1,114	1,059	1,146	1,089	1,179		
1,081	1,432	1,114	1,457	1,146	1,482	1,179	1,508		
1,432	1,582	1,457	1,610	1,482	1,638	1,508	1,665	510	563
1,582	1,877	1,610	1,910	1,638	1,943	1,665	1,976		
1,877	千円以上	1,910	千円以上	1,943	千円以上	1,976	千円以上	563	千円以上

第三十一号又は第三十二号に規定する障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生をいう。
 する扶養親族をいう。
 る小規模企業共済等掛金をいう。
 告書をいう。
 ての扶養控除等申告書をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

る旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当
 あったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶
 数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

る。

である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中
 表によらず、所得税法第八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項の規定（同条第三項の規定を含

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控
 該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第三 平成18年1月1日以後の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第十一条関係）

賞与の金額に 乗ずべき率	甲 族															
	扶 養 親															
	0 人		1 人		2 人		3 人		人							
	前月の社会保険料等控															
	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0 %	64	千円未満	88	千円未満	122	千円未満	157	千円未満								
2	64	69	88	95	122	136	157	175								
4	69	75	95	109	136	154	175	198								
6	75	82	109	349	154	378	198	403								
8	82	350	349	381	378	407	403	432								
10	350	385	381	413	407	439	432	466								
12	385	418	413	447	439	476	466	505								
14	418	525	447	525	476	525	505	551								
16	525	698	525	721	525	744	551	766								
18	698	735	721	759	744	783	766	807								
20	735	776	759	801	783	826	807	853								
22	776	821	801	849	826	878	853	906								
24	821	875	849	906	878	936	906	967								
26	875	951	906	983	936	1,016	967	1,048								
28	951	1,331	983	1,356	1,016	1,382	1,048	1,407								
30	1,331	1,471	1,356	1,498	1,382	1,526	1,407	1,554								
32	1,471	1,745	1,498	1,778	1,526	1,811	1,554	1,844								
35	1,745	千円以上	1,778	千円以上	1,811	千円以上	1,844	千円以上								

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「障害者」、「寡婦」、「寡夫」又は「勤労学生」とは、それぞれ所得税法第二条第一項第二十八号、第三十号、
 - (二) 「扶養親族等」とは、所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者及び同項第三十四号に規定
 - (三) 「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定す
 - (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申
 - (五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、所得税法第九十五条第四項に規定する従たる給与につい
- (備考) 賞与の金額に乗すべき率の求め方は、次のとおりである。
- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、四に該当する場合を除き、
 - (1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のた金額を求める。
 - (2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率
 - (二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示が養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した
 - (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった）
 - (1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
 - (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率
 - (四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、このむ。）により税額を計算する。
 - (五) (一)から四までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもって、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十七年七月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八条の三の改正規定（「記録した」の下に「光ディスク、」を加える部分及び「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める部分に限る。）及び附則第九条の規定

ロ 第三条の規定及び附則第十三条の規定

ハ 第五条中租税特別措置法第三十七条の十一の三第八項の改正規定、同法第四十一条の十二第二十三項の改正規定（「記録した」の下に「光ディスク、」を加える部分及び「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める部分に限る。）及び同法第四十一条の十四の改正規定並びに附則第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定

ニ 第六条の規定及び附則第五十九条の規定

三 次に掲げる規定 平成十七年十月一日

イ 第四条中登録免許税法別表第一第三十四号の三の次に次のように加える改正規定（同表第三十四号の六に掲げる登録に係る部分に限る。）

ロ 第五条中租税特別措置法第二十六条第二項の改正規定、同法第三十七条の十一第一項第三号の改正規定、同法第三十七条の十一の三第三項第一号の改正規定、同法第五十六条を削る改正規定、同法第五十六条の二第二十二項、第十四項、第十六項及び第十八項の改正規定、同条を同法第五十六条とする改正規定、同法第五十六条の三第十項の改正規定、同条を同法第五十六条の二とする改正規定、同法第六十八条の四十七の改正規定、同法第六十八条の四十八の改正規定並びに同法第六十八条の四十九の改正規定並びに附則第二十条、第二十三条、第三十四条第二項、第四十八条第二項及び第七十四条の規定

三 次に掲げる規定 平成十八年一月一日

イ 第一条中所得税法第七十四号第七号の改正規定及び附則第七条の規定

ロ 第五条中租税特別措置法第四十一条の四の次に一条を加える改正規定

ハ 第八条の規定及び附則第六十一条から第六十四条までの規定

四 第四条中登録免許税法別表第一第四十六号の次に次のように加える改正規定（同表第四十六号の三に係る部分に限る。） 平成十八年二月一日

五 第四条中登録免許税法別表第一第四十六号の次に次のように加える改正規定（同表第四十六号の四に係る部分に限る。） 平成十八年三月一日

六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日

イ 第四条中登録免許税法別表第一第八号の次に次のように加える改正規定（同表第八号の二（一）に掲げる登記に係る部分並びに同号（三）及び四に掲げる登記に係る部分のうち同号（一）に掲げる登記に係る部分を除く。）並びに附則第八十一条の規定及び附則第八十八条中債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十八号）附則第二条第三項の改正規定

ロ 第五条中租税特別措置法第八十四条の四の改正規定（同条第一項第一号に掲げる登記に係る部分及び同項第三号に掲げる登記に係る部分のうち同項第一号に掲げる登記に係る部分を除く。）

七 次に掲げる規定 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日

イ 第一条中所得税法第二百二十七条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百二十八条の三の改正規定（「（信託に関する計算書）」の下に「第二百二十七条の二（有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書）」を加える部分及び「第二百二十七条、」を「第二百二十七条、第二百二十七条の二、」に改める部分に限る。）

ロ 第五条中租税特別措置法第二百二十七条の次に一条を加える改正規定、同法第六十七條の十一の次に二条を加える改正規定（第六十七條の十三に係る部分に限る。）及び同法第六十八條の百五の次に二条を加える改正規定（第六十八條の百五の三に係る部分に限る。）並びに附則第四十條第二項及び第五十三條第二項の規定

ハ 次に掲げる規定 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

イ 第四条中登録免許税法別表第一第八号の次に次のように加える改正規定（同表第八号の二（一）に掲げる登記に係る部分並びに同号（三）及び四に掲げる登記に係る部分のうち同号（一）に掲げる登記に係る部分に限る。）

ロ 第五条中租税特別措置法第八十四条の四の改正規定（同条第一項第一号に掲げる登記に係る部分及び同項第三号に掲げる登記に係る部分のうち同項第一号に掲げる登記に係る部分に限る。）

九 第四条中登録免許税法別表第一第二十九号の二の次に次のように加える改正規

定 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十九号）の施行の日

十 第四条中登録免許税法別表第一第二十九号の四の次に次のように加える改正規定（同表第二十九号の十に係る部分に限る。） 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行の日

十一 第四条中登録免許税法別表第三十一号の改正規定及び同号の次に次のように加える改正規定 商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）の施行の日

十二 第四条中登録免許税法別表第三十三号の二の改正規定（同号（二）に掲げる揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十七条の十二第一項において準用する同法第十七条の三第二項の登録に係る部分及び同法第十七条の十二第二項又は第三項において準用する同法第十七条の四第三項の登録に係る部分に限る。） 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日

十三 第四条中登録免許税法別表第三十四号の三の次に次のように加える改正規定（同表第三十四号の七に係る部分に限る。） 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第七十六号）附則第一条第三号に定める日

十四 第四条中登録免許税法別表第四十号の改正規定 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第一条第二号に定める日の翌日

十五 第四条中登録免許税法別表第四十一号の二の次に次のように加える改正規定 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十五号）附則第一条ただし書に規定する日

十六 第四条中登録免許税法別表第四十三号の改正規定 旅行業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十二号）の施行の日

十七 第四条中登録免許税法別表第四十七号の二及び第四十八号の改正規定（同号（二）に掲げる登録に係る部分に限る。） 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号）附則第一条第三号に定める日

十八 第四条中登録免許税法別表第一に次のように加える改正規定（同表第五十四号に係る部分に限る。） 警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）の施行の日

十九 第五条中租税特別措置法第十条の四第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第三十七條の十三第一項第一号の改正規定、同法第四十二條の七第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定（一、第五号又は第六号）を「又は第五号」に改める部分に限る。（）、同法第四十二條の十第一項の改正規定、同法第四十四條の二第一項の改正規定（「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改める部分を除く。（）、同法第六十六條の十二第一項の改正規定、同法第六十八條の二第一項の改正規定、同法第六十八條の十二第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定（一、第五号又は第六号）を「又は第五号」に改める部分に限る。（）、同法第六十八條の十四第一項の改正規定並びに同法第六十八條の百九の改正規定（同条第四項中「書類」の下に「（前項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、同項の割合の計算に関する明細書）」を加える部分を除く。（）並びに附則第十六條、第十七條、第二十五條第一項、第三十一條、第三十二條、第三十九條、第四十三條第一項、第四十五條、第四十六條及び第五十四條の規定 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日

二十 第五条中租税特別措置法第十四條の二第一項の改正規定（「次項第三号」を「次項第二号又は第三号」に改める部分に限る。（）、同条第二項の改正規定（同項第二号を削る部分及び同項第五号に係る部分を除く。（）、同法第三十一條の二の改正規定（同条第二項第十三号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分並びに同項第十号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分及び同号ロに係る部分を除く。（）、同法第四十七條の二第一項の改正規定（「第三項第三号」を「第三項第二号又は第三号」に改める部分に限る。（）、同条第三項の改正規定（同項第二号を削る部分及び「同項第五号に係る部分を除く。（）、同法第六十八條の三十五第一項の改正規定（「第三項第三号」を「第三項第二号又は第三号」に改める部分に限る。（）、同条第三項の改正規定（同項第二号を削る部分を除く。（）、同法第八十三條の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第九十七條の表の改正規定（同表の都道府県の項中「第三十一條の二第二項第十三号八及び第十四号二」を「第三十一條の二第二項第十四号八及び第十五号二」に改める部分及び「第六十二條の三第四項第十三号八及び第十四号二」を「第六十二條の三第四項第十四号八及び第十五号二

「に改める部分並びに同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に改める部分に限る。」並びに附則第十八条第十三項、第二十一条第一項、第三十三条第二十項、第四十七条第二十項及び第六十五条（別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の二第二項第十三号八及び第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十四号八及び第十五号二」に改める部分及び同項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号八及び第十五号二」に改める部分並びに同項第二号中「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に改める部分に限る。）の規定、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第一条ただし書に規定する日

二十一 第五条中租税特別措置法第十五条第一項の改正規定、同法第四十八条第一項の改正規定及び同法第六十八条の三十六第一項の改正規定並びに附則第十八条第十五項及び第十六項、第三十三条第二十二項及び第二十三項並びに第四十七条第二十二項及び第二十三項の規定、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日

二十二 第五条中租税特別措置法第二十八条第一項第三号の改正規定、同法第四十一条の十二第一項の改正規定及び同法第六十六条の十一第一項第三号の改正規定、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）の施行の日

二十三 第五条中租税特別措置法第三十一条の二第二項の改正規定（同項第十三号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分並びに同項第十号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分及び同号ロに係る部分に限る。）、同法第三十三条第一項第三号の改正規定（同法第三十四条の二第二項第二十一号の改正規定（「取得するとき」の下に「（政令で定める場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第六十四条第一項第三号の改正規定及び同法第六十五条の四第一項第二十一号の改正規定（「取得するとき」の下に「（政令で定める場合を除く。）」を加える部分に限る。）、並びに附則第二十一条第二項、第三項及び第八項、第三十五条第一項及び第六項並びに第四十九条第一項及び第六項の規定、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日

二十四 第五條中租稅特別措置法第三十四條の三第二項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分並びに同項第三号中「第二十五号」を「第二十四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五條の五第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分並びに同項第三号中「第二十五号」を「第二十四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五條の七第一項の表の第十六号の改正規定（「土地等又は」を「土地等、農業経営基盤強化促進法第二十七條の三第一項に規定する勧告に係る協議により取得をする農用地区域等内にある土地等（同條第二項に規定する特定農業法人が取得するものに限る。）又は」に改める部分に限る。）、同法第七十六條の見出しの改正規定及び同條に一項を加える改正規定並びに附則第二十一條第九項、第三十五條第七項及び第十項並びに第四十九條第七項の規定（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日

二十五 第五條中租稅特別措置法第五十七條の三の改正規定、同法第五十七條の四第二項の改正規定及び同法第六十八條の五十三の改正規定並びに附則第三十四條第四項から第十四項まで及び第四十八條第四項から第十二項までの規定（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第九条までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非居住者又は外国法人の組合事業から生ずる利益に対する所得税の課税に関する経過措置）

第三条 新所得税法第七條第一項第五号、第六十一條第一号の二、第七十八條、第八十條第一項、第二十二條第一項及び第五項、第二十四條第一項並びに第二百二十五條第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する同号に規定する組合契約に定める新所得税法第二百十二條第五項に規定する計算期間（以下この条において「組合の計算期間」という。）において生ずる同号に掲げる国内源泉所得について適用し、施行日前に開始した組合の計算期間において生じた第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第八條までにおい

て「旧所得税法」という。）第百六十一条第一号に掲げる国内源泉所得については、なお従前の例による。

〔減額された外国所得税額の総収入金額不算入等に関する経過措置〕

第四条 新所得税法第四十四条の二の規定は、施行日以後に同条に規定する外国所得税の額が減額される場合について適用し、施行日前に旧所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額が減額された場合については、なお従前の例による。

〔外国税額控除に関する経過措置〕

第五条 新所得税法第九十五条第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する外国所得税の額が減額される場合について適用し、施行日前に旧所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額が減額された場合については、なお従前の例による。

〔確定申告書の添付書類に関する経過措置〕

第六条 新所得税法第二百二十条第三項（新所得税法第二百二十二条第三項、第二百三十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）並びに第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、平成十七年分以後の所得税に係る確定申告書を施行日以後に提出する場合について適用し、施行日前に当該確定申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

〔内国法人が支払を受ける差益に対する所得税の課税に関する経過措置〕

第七条 新所得税法第七十四条第七号の規定は、平成十八年一月一日以後に預入する同号に規定する預貯金で同日以後に支払を受けるべき同号に掲げる差益について適用する。

〔年末調整等に関する経過措置〕

第八条 新所得税法第九十条の規定は、平成十七年中に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等とその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等とその最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

2| 新所得税法第百九十六条第二項の規定は、施行日以後に提出する同条第三項に規

定する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第九条 新所得税法第二百二十八条の三の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同条に規定する光ディスク等について適用する。

(資産の評価益の益金不算入等に関する経過措置)

第十条 法人(第二条の規定による改正後の法人税法(以下附則第十二条までにおいて「新法人税法」という。)(第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第十二条までにおいて同じ。))が施行日前に行った第二条の規定による改正前の法人税法(次条第一項において「旧法人税法」という。)(第二十五条第一項に規定する法律の規定に従って行う評価換え及び同項に規定する政令で定める評価換えについては、なお従前の例による。

2 新法人税法第二十五条第二項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する評価換えについて適用する。

3 新法人税法第二十五条第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

(資産の評価損の損金不算入等に関する経過措置)

第十一条 新法人税法第三十三条第二項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する評価換えについて適用し、法人が施行日前に行った旧法人税法第三十三条第二項に規定する評価換えについては、なお従前の例による。

2 新法人税法第三十三条第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する経過措置)

第十二条 新法人税法第五十九条第一項の規定は、施行日以後に会社更生法(平成十四年法律第五十四号)又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成十八年法律第九十五号)の規定による更生手続開始の決定がされる場合について適用する。

2 新法人税法第五十九条第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度(施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度のうち、附則第十条第三

項又は前条第二項に規定する事実の生じた日の属する事業年度で当該事実の生じた日が施行日前であるもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を除く。（の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度（経過事業年度を含む。）の所得に対する法人税については、なお従前の例による。）

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 第三条の規定による改正後の相続税法第五十九条第三項の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）の規定は、施行日以後に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新登録免許税法別表第一第二十九号の三、第二十九号の五から第二十九号の十三まで、第三十号の二、第三十号の三、第三十一号の二、第三十三号の二、第三十三号の三、第三十四号（若しくは四）、第三十四号の三（若しくは四）、第三十四号の四、第三十四号の五、第三十四号の六（若しくは三）、第三十四号の八、第三十四号の九、第四十号の三、第四十号の四、第四十号の六、第四十一号（三）、第四十三号（三）、第四十三号の二（三）、第四十四号（三）若しくは（三）、第四十五号（三）、第四十五号の三（三）若しくは（三）、第四十六号（三）、第四十六号の二（三）、第四十七号（三）、第四十八号（三）から六まで、第四十八号の四又は第五十一号から第五十三号までに掲げる登録（第八項の規定により読み替えて適用される同表第四十号の五に掲げる登録を含む。）の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合には、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第百二号。以下この項及び第五項において「厚生労働省関係法律整備法」という。）附則第五条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第四条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けるこれらの

規定による登録（施行日以後に受けるものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第二十九号の十二に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

4] 新登録免許税法別表第二十九号の十二(一)、第二十九号の十三、第三十号の二、第四十七号の二(一)、第四十八号(三)から(五)まで又は第四十八号の四に掲げる登録の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登録に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

5] 厚生労働省関係法律整備法附則第六条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第五条の規定による改正後の作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条又は第四十四条第一項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けるこれらの規定による登録（施行日以後に受けるものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十三(一)に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

6] 施行日から平成十八年三月三十一日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第三十号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号(一)及び(二)中「十万元」とあるのは「三万元」と、同号(三)中「三万元」とあるのは「一万元」とする。

7] 新登録免許税法別表第一第三十四号の六(二)又は(三)に掲げる登録の申請書を平成十七年一月一日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日から平成十七年六月三十日までの間に当該申請書に係る登録を受ける場合には、当該登録については、登録免許税を課さない。

8] 施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第四十号の五に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号(一)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と、同号(二)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項」と、同号(三)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成十六年法律第三十六号）四において「海洋汚染防止法等改正法」という。」附則第六条第一項」と、同号(四)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項」と、同号(五)中「海洋汚染等及び海上

上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第一項」と、「」の登録」とあるのは「又は海洋汚染防止法等改正法附則第十二条第二項（登録検定機関の登録）」の登録」と、同号(五)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第一項」とする。

9) 附則第一条第十二号に定める日から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第四十号の五(五)に掲げる登録に係る同号(五)の規定の適用については、同号(五)中「第四十三条の九第一項」とあるのは、「第四十三条の六第一項」とする。

10) 公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第九十六号）附則第七条第二項の規定により同法第六条の規定による改正後の気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第九条の登録を受けているものとみなされている者が公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行の日以後最初に受ける同条の登録（施行日以後に受けるものに限る。）は、新登録免許税法別表第一第四十三号の二(二)に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第十五条 第五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下附則第五十六条までにおいて「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第十六条 新租税特別措置法第十条の四（第一項第六号から第八号までに係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十九号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下附則第五十六条までにおいて「旧租税特別措置法」という。）第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

(沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取付した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十七条 新租税特別措置法第十条の五の規定は、個人が附則第十九号に定める日以後に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をする新租税特別措置法第十条の五第一項に規定する経営革新設備等について適用し、個人が同日前に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の五第一項に規定する経営革新設備等については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第十八条 新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2| 新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3| 新租税特別措置法第十一条の六第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

4| 新租税特別措置法第十一条の七第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の七第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

5| 新租税特別措置法第十一条の八第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する製造過程管理高度化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の八第一項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

6| 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号の

- 第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
- 7| 旧租税特別措置法第十三条の二第二項第一号に規定する経営基盤強化計画につき同号の承認を施行日前に受けた同号の特定組合等の構成員である個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日以後における同条（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第一号中「中小企業経営革新支援法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）による改正前の中小企業経営革新支援法」とする。
- 8| 新租税特別措置法第十三条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。
- 9| 施行日前に旧租税特別措置法第十三条の三第一項第二号に規定する認定を受けた同号の個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。
- 10| 新租税特別措置法第十四条（第一項に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。
- 11| 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。
- 12| 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項第二号に掲げる建築物については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。
- 13| 新租税特別措置法第十四条の二（第二項第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第二十号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条の二第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。
- 14| 新租税特別措置法第十四条の二（第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。
- 15| 新租税特別措置法第十五条の規定は、個人が附則第一条第二十一号に定める日以後に取得又は建設をする新租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。
- 16| 個人が附則第一条第二十一号に定める日前に取得又は建設をした旧租税特別措置